

# 「小田原地魚加工品ブランド」商品等の公募要領

平成26年5月

## 1 公募の目的

～未利用・低利用魚を簡単・手軽に食卓へ～

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会では、小田原の地魚（未利用・低利用魚（例：ゴマサバ、カマス、イワシ類、シイラ、イサキ、ウズワ（マルソウダ）））の利用拡大をめざす「小田原地魚加工品ブランド化プロジェクト」を開始します。このプロジェクトでは、消費者のライフスタイルにあわせて、短時間で簡単に調理でき、手軽に食べられる地魚加工品ブランドを立ち上げ、今回の公募により応募される商品を登録いたします。登録商品は、お客様にわかりやすいよう、統一的なコンセプトの下に、各事業者により商品化されます。

「小田原の地魚」とは、小田原およびその周辺で漁獲された魚介藻類で、小田原市公設水産市場で取引されたもの。

未利用・低利用魚とは、需要・用途拡大の余地がある魚種

（参考）「小田原地魚加工品ブランド」のコンセプト

- 小田原の地魚（未利用・低利用魚）を、ライフスタイルに合わせて簡単・便利・短時間で、手軽に食べられる商品を開発する。（「地元の食材を使用するなど、小田原らしさ」がある、あるいは「パン食のおかずになる」ものを歓迎します。）
- 未利用・低利用魚を原料とする新たな加工品の開発が進むことで、市内関係業界のさらなる発展をめざす。
- 地魚を食べる機会の増加により、健康で豊かな食生活に資する。

## 2 公募の内容

### ブランド登録商品の募集

今回、この地魚加工品ブランドの登録商品を募集します。対象となるのは、「すでに商品化されている小田原の地魚加工品」または今後「商品化予定の地魚加工品」です。当ブランドの商品として登録していただくと、次のようなメリットがあります。

#### 【登録のメリット】

- ・ 効果的・効率的なPRが可能となる（ブランド共通ロゴマーク（当協議会ロゴマーク）の使用、ブランドのホームページやパンフでの宣伝、イベント等でのフェア開催）
- ・ 商品化、販売方法等に関する研究会への参加
- ・ 不安定で手に入りにくい原料魚の調達を支援
- ・ モニターによる試食評価の機会がある
- ・ 商談の場がある

## 「小田原地魚加工品ブランド」全体の名称募集

登録商品に応募される方（「4 公募スケジュール」の1次締切分）を対象に、今回立ち上げる「小田原地魚加工品ブランド」全体の名称を募集いたします。

### 3 応募対象者

- 小田原市内で活動する団体・法人であること。（注：事業所等の所在地は問いません。）
- 応募商品をすでに製造・販売している、あるいは今後、製造・販売する計画があること。（既存商品、新開発商品、試作段階かどうかを問いません。）

### 4 公募スケジュール

- 公募開始日 : 平成26年6月 6日（金）
- 公募1次締切日 : 平成26年7月31日（木）
- 加工品ブランドの名称決定 : 応募作品から選定～8月（予定）
- ブランド商品登録時期 : 〔既存商品〕8月（予定）  
: 〔開発中の商品・試作品〕随時「ブランド候補商品」として登録
- ブランド商品の発売時期 : 〔既存商品〕準備ができ次第（秋頃（見込み））  
: 〔新規開発商品〕準備ができ次第  
（年末から年明け以降（見込み））

### 5 応募方法

- 上記の公募1次締切日までに別紙「商品登録申込用紙」を郵送
- 申込用紙は応募1作品ごとに1枚とします。
- 提出先

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会（事務局：小田原市経済部水産海浜課）  
〒250-0021 小田原市早川 1-10-1  
小田原市 水産海浜課 宛  
TEL：0465-22-9227（お問合せ受付時間 9時～17時、土日祝日を除く。）

- 応募にかかる送料及び諸費用は応募者のご負担とさせていただきます。

## 6 商品登録までのながれ

当協議会において、登録申込用紙（別紙）の記載内容が、次の登録基準（ブランドのコンセプト）に合っているかを確認のうえ、「既存商品」については「ブランド商品」として登録します。また、「開発中の商品」や「試作品」については、「ブランド候補商品」として登録します。登録の際には、応募者に個別にご連絡いたします。

### 【登録基準（ブランドのコンセプト）】

- 地魚（未利用・低利用魚）の利用拡大の可能性
  - ・小田原の地魚（未利用・低利用魚）を原料に使用しているか。  
（練製品の場合、地魚使用率50%以上）
- 調理の手軽さ  
家庭で手軽に調理できるような工夫を感じられる作品である。
- 食べる際の手軽さ  
家庭で手軽に食べられるような工夫を感じられる作品である。

【参考】「小田原らしさが感じられる」、「パン食のおかずになる」ことが望ましい。

小田原らしさ：小田原の農林産物等の特産品を使用している、小田原らしい名称や調理法など。

## 7 商品登録後のながれ（協議会による支援など）

- 「ブランド商品」又は「ブランド候補商品」として登録された商品は、以下の支援が受けられます。
  - ・ ブランド共通ロゴマーク（当協議会ロゴマーク）の使用
  - ・ 「小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会」のホームページ、パンフレットその他PR媒体によるブランド商品の宣伝
  - ・ 商品化、販売方法等に関する研究会への参加
  - ・ 試作段階等での原材料の調達支援（不安定で手に入りにくい原料魚を、必要な数量を確保し、冷凍保管するお手伝いをします。）
  - ・ モニター調査の実施（消費者モニターによる試食評価など）
  - ・ バイヤーとの商談機会の提供
  - ・ まつり、展示会など各種イベントでのフェア開催（販促機会の提供）
- 「既存商品」については、8月頃にブランド商品として登録後、随時、当ブランドの商品として販売していただけます。  
ブランド商品化にあたっては、協議会共通ロゴマークを使用いただくとともに、8月に協議会により決定予定の当ブランドの名称・枠組みの下で、各種販促活動が行われます。
- 「新規開発商品」については、モニター調査や商談等を通じて必要な商品改良等を加え最終商品化のうえ、当ブランドの商品として販売していただきます。

- 当協議会では、ブランド商品のパンフレット作成や HP 掲載等により P R を行います。

## 8 公募説明会

公募に関する説明会を以下により行います。ぜひご参加いただきますよう、お願いいたします。なお、これ以外にも、ご要望に応じ随時説明の場を設けます。

日時： 平成 2 6 年 6 月 1 0 日（火） 1 5 : 3 0 ~

場所： 小田原市水産海浜課会議室

（小田原市早川 1 — 1 0 - 1（小田原市公設水産市場 2 階））

（問合せ先）

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会（事務局：小田原市経済部水産海浜課）

TEL：0465-22-9227（受付時間 9 時～ 1 7 時、土日祝日を除く。）